

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件) (同) 一
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 二
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告(二件) (管財課) 五
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁高校教育課) 九

### 告 示

○宮城県告示第五十八号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。  
平成二十一年一月十六日

- 一 代表者の氏名 伊藤 和男
- 二 主たる事務所の所在地 石巻市泉町三丁目一番六十三号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、こどもにスポーツの歓びを教え、地域・住民の体力づくりを推進し、スポーツの普及向上を図りスポーツ振興及び健康づくり

に関する事業を行い、健康で明るい住民の育成に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年一月十六日

○宮城県告示第五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 いきいき元気クラブ

一 代表者の氏名 小野寺 松男

二 主たる事務所の所在地 多賀城市伝上山三丁目二十五番三号

三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び要支援者(児)が自立した生活をおくり社会経済活動に参加することができるよう支援し、全ての人々が健やかに暮らせるノーマライゼーション社会の実現と福祉の増進に寄与する事を目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年一月十六日

○宮城県告示第六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ライフサポートこもれび

一 代表者の氏名 七宮 泰子

二 主たる事務所の所在地 石巻市須江字瓦山四十一番地三

三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者障害者など社会的支援を必要とする人に対し、助け合いの精神に基づき福祉サービス事業を行ない、高齢者や障害者が安心して生きがいのある生活ができる地域社会づくりに貢献することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年一月五日

○宮城県告示第六十一号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

- 石巻市網地浜粟ヶ崎二五の一、一〇四の一、一〇四の三、一〇四の七、一〇四の一五、一〇六の一、浪入田四七の一、四七の二、山居沢二の一、二二の一、長渡浜杉二三の一、水尾九六の一、清水五〇の一、五〇の七、惣四三〇の一、加知免三五の一、三五の一、猫泣九二の二、五味尻八

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の全部又は一部について、収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成二十一年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 仙台市

二 事業の種類 仙台市高速鉄道東西線建設工事（地下鉄東西線・宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目

地内、若林区連坊二丁目地内、若林区連坊小路地内、若林区六丁の目南町地内、若林区六丁目字左近堀地内、若林区荒井字東地内、同字沓形地内、同字揚場地内、同字矢取東地内、同字南原田地内）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路・排水路の付け替え工事

三 起業地

1 収用の部分 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内

宮城県仙台市若林区六丁目字左近堀並びに荒井字東、字沓形、字揚場、字矢取東及び字南原田地内

2 使用の部分 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内

宮城県仙台市若林区連坊二丁目、連坊小路、六丁の目南町、六丁目字左近堀並びに荒井字東及び字沓形地内

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 申請に係る事業は、仙台市高速鉄道東西線建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路・排水路の付替工事（以下、「本事業」という。）のついで、上記の起業地に係る部分である。

本事業のうち、仙台市高速鉄道東西線建設工事（以下、「本事業」という。）は、法第三条第七号に掲げる鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本事業の施行に伴う附帯工事として行う（仮称）荒井駅利用者の通行の確保並びに（仮称）荒井車庫への地下鉄車両及びレール等の資材の搬入のための道路、地下鉄乗務員のための駐車場、工事用通路、工事用資材置場、作業員詰所等の設置工事は法第三十五条に該当する。

さらに、本事業の施行により遮断される市道及び農業用水路・排水路の付替工事については、市道の付替工事は道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、農業用水路・排水路の付替工事は、同条第五号に掲げる地方公共団体が設置する用水路・排水路に関する事業に該当する。

したがって、本事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 本事業の起業者である仙台市は、平成十五年九月十八日に国土交通大臣から鉄

道事業法第三条第一項の規定に基づき同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業の許可及び平成十七年八月十日に同法第八条第一項の規定に基づき工事の施行の認可を受けている。

また、仙台市は、本件事業の建設費総額二千七百三十五億円を補助金、出資金及び企業債で調達する予定である。

したがって、起業者である仙台市は、本件事業を施行する権能を有すると判断されることから、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

### 3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、仙台市太白区八木山の(仮称)動物公園駅を西の起点駅とし、仙台都心部の(仮称)仙台駅等を経て、同市若林区荒井の(仮称)荒井駅を東の起点駅とする営業延長十三・九キロメートルの中に十三の駅を建設するものであり、仙台市内の不均衡な交通環境を改善するとともに、自動車に過度に依存しない環境負荷の小さい交通ネットワークを形成し、軌道系交通機関を基軸とした集約型の都市構造への転換を推進することを目的とするものである。

本件事業の完成により、都心部と仙台市南西部や南東部を中心とした鉄道利用の空白域が定時性、速達性に勝る公共交通施設で直結し、それら地域から都心部への移動時間は、卸町(仙台市南東部)から二十二分、八木山動物公園(仙台市南西部)から二十四分それぞれ短縮される。また、卸町から都心部を経由し(地下鉄南北線利用)泉中央へ移動するには五十五分、長町へ移動するには四十八分要しているが、それぞれ二十七分短縮されるなど、仙台市内の不均衡な交通環境が改善されることになる。

平成十一年七月に策定されたアクセス三十分構想では、既存の地下鉄南北線やJR在来線に加えて、新たに東西方向の基幹交通として地下鉄東西線を整備し、これと併せたバス路線の再編、パークアンドライド等各种施策を総合的に推進していくことにより、朝ピーク時に市街化区域内の居住地から都心まで及び主要拠点間を公共交通を利用して概ね三十分で移動できる圏域が拡大し、その圏域内に取り込まれる人口は仙台市民の約八割になり、公共交通機関による利便性が向上することとなる。

移動時間の短縮は、公共交通機関の利用を促進することにつながり、仙台都市圏全体の中で代表交通手段としての自動車利用の割合は減少し、道路混雑の緩和が図られる。

また、公共交通機関による移動利便性の向上は、高齢者や障害者も含めた多くの市民がバリアの少ない移動環境のもとで動きやすく快適な暮らしを享受できるようになる。

地下鉄東西線の整備によって、地球温暖化をもたらす二酸化炭素排出量を削減することができ、エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい交通ネットワークが形成され、環境負荷の低減に貢献することとなる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び仙台市環境影響評価条例(平成十年仙台市条例第四十四号)に定める対象事業の要件に該当していることから、環境影響評価を実施した。騒音等の一部の調査項目を除き、周辺の環境及び自然環境に与える影響は、概ね小さいものと評価されている。また、環境基準等を超えると予想される騒音や水の濁り・地盤沈下の調査項目においても、防音シートの設置、工事車両及び運搬ルートの分散化、濁水処理装置の設置、地盤沈下には底盤止水工法による掘削底面の地盤改良等の適切な環境保全措置を講ずること、実行可能な範囲内のできる限り回避・軽減が図られるものと評価されている。

また、環境影響評価の結果を踏まえて、予測の不確実性の程度の大い選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合及び効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合に、工事前、工事中又は供用後における環境の状況について事後調査を実施し、予測及び保全措置の効果の検証を行っている。

さらに、平成十九年三月に事業地内の地層の一部に自然的原因による重金属(カドミウム)が含まれていることが判明したため、有識者による専門部会を設けて、処理方法の検討を行い、平成二十年三月に処理方針をまとめ、それに基づき適切な処理を行っている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大い認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について  
環境影響評価によると、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)における特別天然記念物である二ホンカモシカや天然記念物であるマガンなどの動植物の生息・生育が事業地周辺で確認されているが、工事の実施に伴う地形の改変範囲をできるだけ小さくすること等の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内でできる限り影響の低減が図られるものと評価されている。

また、環境影響評価で生息が確認された希少種のオオタカについては、平成十八年に実施した仙台市環境影響評価条例に基づき行った事後調査において計画路線近傍での繁殖が確認された。起業者は平成十八年七月に猛禽類の専門家を加えた検討会議を設置し、生息地域である青葉山周辺では本事業以外にも工事が施行されることから、他の実施主体(東北大学、鉄道・運輸機構)の参加を得ながら、環境保全措置を検討した。起業者は同会議での意見を踏まえ、保全対策を取りまとめ、事後調査報告書により仙台市環境影響評価審査会に報告し、審議・了承

された。これに基づき、人工渠を設置し、事業による影響が少ない場所に営農地を誘導する措置を試みたり、工事着手する際に、段階的に工事規模を拡大し、工事をオオタカに慣れさせていく環境づくりを行うなど、適切な保全対策を講じている。また、平成二十年十月には、仙台市と東北大学が連携し、「青葉山地区実施事業におけるオオタカ保全計画書」を策定し、今後継続して調査を実施しながら、適切な保全措置を講じていくこととしている。

さらに、平成十八年八月及び平成十九年八月の環境省版レッドリスト「日本の絶滅のおそれのある野生生物」の見直しにより追加された動植物のうち、上記の環境影響評価と照合を行い、生息が現地調査で確認されているものは動物で五種、植物で一種である。そのうち、評価されていない種については、環境保全措置の方針が平成二十年十月の仙台市環境影響評価審査会で審議・了承されており、その結果に基づいて工事を進めていくことで、生息環境への影響を低減できるものとしている。

本事業地内の土地には、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地は「杏形遺跡」など五箇所が存在するが、一箇所については発掘調査が完了しており、残る四箇所についても、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会と協議を行い、記録保存などの適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると判断される。

(三) 事業計画の合理性について

本件事業は、仙台市内の不均衡な交通環境の改善等を目的とするものであり、その事業計画は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成十三年国土交通省令第百五十一号)第三条により起業者が定めた実施基準等の規格に適合していると判断される。

また、事業計画は、平成十七年仙台市告示第九百六十四号で都市計画として決定された事業地範囲と、(仮称)荒井車庫の詳細設計による車庫南側の計画変更箇所を除き、区間の計画とルート、起終点の位置及び駅的位置について整合している。車庫南側の計画変更箇所に係る都市計画変更については、平成二十一年二月に変更申請を予定している。

さらに、本件事業の施行に伴う取付道路等の設置工事並びに市道及び農業用水路・排水路の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと判断される。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると判断される。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べた

とおり本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3 (二)で述べたように、本件事業の完成により交通の利便性の向上等が図られること等から、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると判断される。

さらに、地域商工経済団体、企業、市民団体等からなる東西線建設促進期成同盟会、連合町内会、法人、個人等からなる東西線南西ルート建設促進期成同盟会等から東西線の整備促進を強く要望されているところである。

また、「宮城県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」(平成十一年四月東北地方交通審議会答申第三号)で、「早期に鉄道(東西交通軸)の整備を図る必要がある。」とされている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると判断される。また、収用の範囲は、地上に恒久的に設置される施設の用に供する範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用していることから、収用又は使用の別についても合理的であると判断される。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

仙台市宮城野区役所(建設部公園課)

仙台市若林区役所(建設部公園課)

六 収用又は使用の手続が保留されている起業地

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内

○宮城県告示第六十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。平成二十一年一月十六日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩



公 告

- 1 種類 石巻広域都市計画下水道
- 2 名称 石巻市流域関連公共下水道
- 二 縦覧場所
- 宮城県庁（土木部都市計画課）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十一年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号ほか 宮城県行政庁舎ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 宮城県の物品調達に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中ではないこと。

5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下「建築物衛生法」という。）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業について同項の知事の登録を受けている者であること。

6 建築物衛生法第十二条の二第一項第七号の事業について同項の知事の登録を受けている者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 行政庁舎共用部、行政庁舎専用部若しくは議会庁舎の清掃等維持管理業務又は延べ床面積一万平方メートル以上の建物に係る同種の業務を、平成十八年一月一日以降、十二月以上の期間にわたり、誠実に履行した実績を有すること。

9 入札に参加を希望する者は、5、6及び8に掲げる事項を証する書類を平成二十一年一月三十日（金）午後五時までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年一月三十日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並び

に問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部管財課調整班(担当 浅野 千枝美 電話〇二一・二二一・二三五一)

2 入札説明書の交付期限 平成二十一年一月三十日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十一年一月二十七日(火)午後五時までに1に掲げる場所あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十一年二月二十六日(木)午後五時十五分(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十一年二月二十七日(金)午前十時 宮城県行政庁舎十一階 一〇七会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留して必要な調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

イ 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になつたときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査(以下「履行能力確認調査」という。)する。

ロ 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等 履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/>)からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

イ 調査基準価格を下回る入札があつたときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

ロ 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

ハ 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限度数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

イ 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ロ 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ハ イ及びロに規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務とするため、この業務に係る歳出予算が不成立となつたときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約

を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 有
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 詳細は入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Service to be procured : Cleaning of Miyagi Prefectural Office Building.
- 2 Period of Contract : From April 1st, 2009 to March 31st, 2012
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Office Building and other locations
- 4 Deadline for Bid : 5 : 15 p.m. February 26, 2009
- 5 Contact Person : Chiemi Asano, Management Section, Administrative Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, Japan 980-8570 Tel.: 022-211-2351

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十一年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達役務の名称及び数量 大崎合同庁舎清掃業務 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 4 履行場所 大崎市古川旭四丁目一番一号 宮城県大崎合同庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までには宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 宮城県の物品調達に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中

ないこと。

- 5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号。以下「建築物衛生法」という。)(第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業について同項の知事の登録を受けている者であること。

- 6 建築物衛生法第十二条の二第一項第七号の事業について同項の知事の登録を受けている者であること。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 この入札に係る業務又は延べ床面積五千平方メートル以上の建物に係る同種の業務を、平成十八年一月一日以降、十二月以上の期間にわたり、誠実に履行した実績を有すること。



9 入札に参加を希望する者は、5、6及び8に掲げる事項を証する書類を平成二十一年一月三十日(金)午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒九八〇 八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十一年一月三十日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県総務部管財課調整班(担当 浅野 千枝美 電話〇二二・二二一・三三五一)

2 入札説明書の交付期限 平成二十一年一月三十日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十一年一月二十七日(火)午後五時までに1に掲げる場所あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十一年二月二十六日(木)午後五時十五分(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十一年二月二十七日(金)午前十一時 宮城県庁行政舎十一階 一〇七会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本入札は、調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留にして必要な調査を行い、地方自治法施行令第六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

イ 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になつたときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査(以下「履行能力確認調査」という。)する。

ロ 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/>)からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

イ 調査基準価格を下回る入札があつたときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

ロ 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

ハ 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

イ 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ロ 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ハ イ及びロに規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務とするため、この業務に係る歳出予算が不成立となつたときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。



4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額、以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 有

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Service to be procured : Cleaning of Osaki Regional Prefecture Building.

2 Period of Contract : From April 1st, 2009 to March 31st, 2012

3 Place of Delivery : Osaki Regional Prefecture Building (4-1-1 Asahi, Furukawa, Osaki, Miyagi)

4 Deadline for Bid : 5 : 15 p.m. February 26, 2009

5 Contact Person : Chiemi Asano, Management Section, Administrative Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, Japan 980-8570 Tel.: 022-211-2351

○障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十一年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スマイル薬局河北店	石巻市成田字小塚百三十二・四	平成二十一年一月一日
ペガサス薬局大河原店	柴田郡大河原町金ヶ瀬字薬師八十四	平成二十一年一月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十一年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号)百九十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年十二月十九日

四 落札者の名称及び所在地 協同石油株式会社 塩釜市新浜町三丁目一番五十五号

五 落札金額 千三百九十六万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十年十一月十八日